

バタフライ CO₂ロゴ使用規則



日本 WPA 会員が製造したカーボンオフセット印刷物には、印刷物製造・流通・破棄に要したカーボン排出量が1部あたり何グラムかかったかを表示できます。この例では、「1部あたり CO₂を 123 g 排出している」と表示しています。



本規則はバタフライ CO₂ロゴ(以下、本ロゴと称す)の不正使用を防止し、正しく使用するために定める。

第1条

本ロゴは、「印刷サービス CO₂排出量算定ソフトウェア」PGG によるカーボンオフセットの CO₂ 計算数値をバタフライロゴに組み込み、CO₂量を明示した一体化ロゴとして使用する。

第2条

本ロゴの使用については、原則としてバタフライロゴの使用規定が適用される。

第3条

本ロゴは図のようにバタフライロゴの文言部のデザインを変えた新デザインロゴとなり、Carbon Offset for、当該印刷物の PGG で計算した 1 枚当たりの CO₂グラム整数を〇〇〇g-CO₂ per copy という文言で当該印刷物ごとに入れる。

第4条

本ロゴの固定画像・文言部、会員 PIN コードが入ったオリジナル固定部ロゴは PGG 使用許諾者にのみ手渡される。使用許諾者は可変情報を組み込んで一体化ロゴとして当該印刷物に掲示して使用できる。

第5条

可変部の使用書体は、Times Roman で表現し、文字のバランスはこの見本指定に従うものとする。

第6条

本ロゴの最小天地寸法は 15mm とする。

第7条

PGG の使用許諾者は別途、PGG の使用規定で認定を受けた会員のみが無償で「印刷サービス CO₂排出量算定ソフトウェア」PGG が譲渡され、PGG で計算した 1 部あたりの整数数字(小数点以下は切り上げ)をこのロゴに張り付けて表示する。

第8条

本ロゴを使わず、オリジナルのバタフライロゴと COJ マークの二つのロゴを掲載することは妨げない。

第9条

本ロゴと PGG の使用者は PGG で使用している排出原単位の著作権を尊重し、日本 LCA フォーラムへの入会を義務付ける。

第10条

虚偽の申告や、虚偽の表示がなされた場合、貸与した本ロゴは直ちに没収回収されるものとする。

第11条

いかなる状況下でもバタフライロゴの使用許諾された会員は自己使用以外の目的で、本ロゴを第三者にサブライセンス(再使用許諾)で使わせることはできない。

以上